

諮問庁：林野庁長官

諮問日：平成27年12月4日（平成27年（行個）諮問第194号）

答申日：平成28年12月5日（平成28年度（行個）答申第139号）

事件名：本人の申出書に関する林野庁長官の指示を記載した文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、それぞれ単に「文書1」及び「文書2」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月15日付け27林国業第34号により林野庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。（なお、意見書及び異議申立人が添付している資料は省略する。）

(1) 平成27年4月6日付の文書には、「当長官が開封し内容を確認したのち、・・・次のようにお答えするよう指示がありました」と記載してあることから、この文書は、長官の指示を受けて出されたものと思われる。この指示経過は、当然の事として文書で残さなければなりません。

残されていないとすれば、この文書は、誰が起案し、誰が決裁して行政庁としての意思決定が為されたのかが分からないこととなり、文書の真偽が確認出来ないこととなってしまいます。隠す事無く開示する事を求めます。

(2) 開示を求めた文書は、「電子メールにより行い、それら電子のメールは削除しており、個人情報として保有していない」とのことですが、長官の決定を通知し、事実の確認を行っている文書の全てを、担当が一読して、その後削除しているということでは、どのような事務処理が行われたかの確認が出来ない状態となってしまいます。

必要な文書は、ペーパーに打ち出し、一連の文書として保存することが全く為されていないとは考えられないので、関連文書の中に打ち出して保存してある文書の開示を求めます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 処分庁が一部不開示とした理由

##### (1) 開示請求があった保有個人情報

開示請求者が提出した保有個人情報開示請求書の別添には、開示を求める情報の具体的名称として、別紙に掲げる文書1及び文書2を含む合計16件の行政文書の名称が記載されていた。

##### (2) 原処分において不開示とした理由

文書1については、当庁において個人情報として作成又は取得した事実はなく、保有していないので不開示とした。

文書2については、東北森林管理局との連絡は電子メールにより行い、それらの電子メールは削除しており、個人情報として保有していないので不開示とした。

#### 2 異議申立人が平成27年3月4日付けで作成し、送付した「国有地・国有林か否か確認を求める申出書」(以下「申出書」という。)等に対する林野庁の対応の経緯

異議申立人は、申出書において、青森県特定郡特定村内の特定の国有林は民有林であると主張し、同村内の3つの地番の土地が国有林か否か確認を求めてきた。

これに対し、平成27年3月10日に林野庁担当者から、地番ごとの土地の権利関係を調べるには登記を確認する必要があるため、法務局に問い合わせてもらいたい旨の回答を、送付されてきた文書も同封して返送した。

なお、異議申立人が所有権を主張する国有林については、特定年月日の最高裁判所判決により国の所有が認められている。

その後、異議申立人は、平成27年3月17日付けで「国有地・国有林か否か確認を求める申出書の返送に関して」等の文書を林野庁長官宛ての親展で送付し、返送されてきた文書等を再送付するので、行政手続法(平成5年法律第88号)等に従った処理を行うと共に、内容を詳細に検討するよう依頼してきた。

平成27年3月20日に、林野庁長官から当該文書については担当課で対応するよう口頭で指示があり、同年4月6日付けで林野庁国有林野部業務課国有林野管理室長名で異議申立人宛てに、送付されてきた文書は行政手続法の対象とならないこと、地番ごとの土地の権利関係は法務局に問い合わせてもらいたい旨の回答文書を送付した。

#### 3 原処分を維持する理由

##### (1) 上記第2の2(1)に関する林野庁長官からの指示は口頭によるもの

であったため、指示内容を記載した行政文書はないことから、保有個人情報として作成又は取得した事実はなく、開示を求められた個人情報を保有していないので不開示とした。

- (2) 異議申立人は、平成27年3月に申出書等の文書を林野庁に送付しており、同年6月に本件に係る保有個人情報開示請求書を提出する以前から、林野庁に対し青森県特定郡特定村内の特定の国有林は民有林であると電話等により林野庁に説明を求めていた。

異議申立人が所有権を主張する特定の国有林は、明治時代以降、国有林として管理されてきたが、昭和35年以降に複数の者が当該国有林が民有地であると主張するようになった。

国は、特定年月Aに土地の所有権確認訴訟を青森地方裁判所に提起し、特定年月Bに青森地方裁判所が国の請求を容認する旨の判決を言渡し、控訴審を経て、特定年月Cの最高裁判所判決により国の所有が確定した。

なお、現在も当該国有林が民有地であるとして裁判で争っている者がおり、東北森林管理局とは当該国有林の所有権に関しての業務連絡をしてきたところである。

このような経緯があることから、保有個人情報開示請求の内容について電子メールで東北森林管理局に連絡していた。しかし、電子メールの内容は業務連絡であったため、保存しておく必要はなく、保有個人情報の開示を請求された時点では既に削除しており、個人情報として保有していないので不開示とした。

以上の理由から、本件開示請求に係る原処分について、不開示としたことは妥当であり、原処分を維持することが適当である。

#### 4 異議申立人のその他の主張

異議申立人のその他の主張は、上記3の判断を左右するものではない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成27年12月4日 | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 平成28年1月12日 | 異議申立人から意見書及び資料の收受 |
| ④ 同年11月17日   | 審議                |
| ⑤ 同年12月1日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報等について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる文書に記録されている保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報が記録されている行政文書については、これを保有していないとして、本件対象保有個人情報を不開示とする原処

分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとするので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、本件対象保有個人情報につき、林野庁本庁では保有していない旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、次のとおりであった。

### ア 文書1について

(ア) 林野庁長官からの指示は口頭により国有林野管理室長及び同室特定職員に対し行われたが、同長官からの指示内容を記載した行政文書は作成しておらず、保有個人情報の作成・取得をした事実もない。また、当時、同長官からの指示内容については、上記特定職員が個人メモとしてメモ用紙に記載していたことを確認したが、本件開示請求時点においては、当該メモは組織共有されることなく廃棄されている。

(イ) 異議申立人が主張する上記第2の2(1)の異議申立人宛て平成27年4月6日付けの文書は林野庁国有林野部業務課国有林野管理室長が発出したものであるところ、当該文書は、農林水産省行政文書取扱規則20条の規定に基づく「起案によらないで作成する行政文書」であって、起案によらず、つまり文書管理システム上の起案様式に必要な事項を記録することをせず、国有林野管理室長の上司である業務課長の了解を得れば発出することができるものであるため、これに係る決裁文書は存在しない。

(ウ) 念のため、文書1に記録された本件対象保有個人情報については、本件開示請求及び本件異議申立てを受けた際に、国有林野管理室内の書類棚の探索を実施したが、その保有は確認できなかった。

### イ 文書2について

(ア) 東北森林管理局との間では、異議申立人が民有林であると主張する土地に関して電子メールでのやり取りをしていたが、その内容は、業務連絡、具体的には、訴訟となった国有林の位置、明治時代からの国有林の土地に関する台帳の記載内容及び明治時代に行われた民有地と国有林との境界確定に係る内容の確認等にすぎなかったため、用済み後はあえて保存する必要はないと判断して適宜削除しており、本件開示請求時点においては、それら電子メールは既に全て削除されていた。

(イ) 念のため、文書2に記録された本件対象保有個人情報については、本件開示請求及び本件異議申立てを受けた際に、東北森林管理

局との電子メールでのやり取りを担当していた国有林野管理室特定職員のパソコンの電子メールの受信済み、送信済み、削除済み及びアーカイブのメールの探索を実施したが、その保有は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえ、以下検討する。

ア 異議申立人は、文書1について、特定長官の指示が記載された文書及びそれに関する全ての決裁文書がある旨主張しているが、林野庁長官がその職務遂行上何らかの指示をする場合、その全てを文書により行わなければならないとまではいえない。

また、当審査会において、諮問庁から提出を受けた「農林水産省行政文書取扱規則」を確認したところ、同規則20条3項には「起案によらないで室長、課長補佐、専門官、係長等を発信名義人として農林水産省外に発信する行政文書を作成するときは、当該発信名義人の上司又は責任のある者の了解を得なければならない」旨規定されており、その了解を得る手続については特段規定されておらず、上記(1)ア(イ)の諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

イ 異議申立人は、文書2について、電子メールであっても、必要な文書はペーパーに打ち出し一連の文書として保存することが全くなされていないとは考えられないので、関連文書の中に打ち出して保存してある文書の開示を求める旨主張しているが、上記(1)イ(ア)で諮問庁が説明するような業務連絡に関するものについては、あえて紙に打ち出すなどして保存しているはずとまではいえない。

ウ また、本件対象保有個人情報について、本件開示請求及び本件異議申立てを受けた際に諮問庁が行った探索の方法及び範囲が特に不十分とまではいえない。

エ 以上によれば、本件対象保有個人情報は保有していないとする諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象保有個人情報を保有しているとうかがわせる事情も存しないことから、林野庁本庁において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、林野庁本庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

文書1 内容証明郵便は、特定長官宛てで送付している。それを、長官が開封し確認し、その後指示しているとのことなので、その指示を記載した全ての文書及びそれに関する全ての決裁文書

文書2 平成27年3月4日以降に、この問題に関し、東北森林管理局との間でなされた、報告、打合せ、電話での確認、資料の提出等に関する全ての文書